# プロジェクトマネージャ 章別午前問題 第7章 解答·解説

①モデル取引・契約書(請負)

H22-23

# 問 23:正解(工)

情報システム・モデル取引・契約書に関する問題。請負型契約を推奨しているフ ェーズについて問われている。情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ試 験、午後Ⅰ問題の状況設定に慣れている人は、経済産業省のこのドキュメントを知 らなくても正解できるはず。また、どのフェーズまで進めば、スコープ・スケジュ ール(納期)・コスト(予算)が確定するのかを考えればすぐわかるだろう。

要件定義とシステム外部設計フェーズでは、ユーザと打ち合わせをし、合意形成 していかなければならない。そのため、合意形成に時間がかかることも考えられる。 しかし、ここでいったん合意形成されると、後はベンダ側での作業が中心になる。 そのため、システム外部設計までは、請負契約ではなく委任契約で進めていく方が トラブルは少なくなる。

#### ■ モデル契約

②モデル取引・契約書(準委託)

H29-21

# 問21:正解(イ)

「情報システム・モデル取引・契約書」では、ユーザ側が主体の作業になる「要 件定義工程 | とそれを確認する「運用テスト | に対しては「準委任型 | を推奨して いる。したがって(イ)が正解になる。その他空欄の工程については、「システム 内部設計 = b | とそれを確認する「システム結合(テスト) = c | に関しては、ベ ンダ独自に作業が進められることから「請負型」だとしている。

③定額契約 H21-11

# 問 11:正解(工)

要求仕様が明確になっていない場合、システム開発の総工数が固まらない。納入 者側がそういったリスクを抱えたまま契約する場合は、変動型(開発規模が大きく なれば、その分契約金額も大きくなるような形態)にすることでリスクをヘッジす ることができる。

ア:実費償還契約は、"実費" すなわち実際にかかった費用を償還するというこ となので、納入者側のリスクは小さい。誤り。

イ:タイムアンドマテリアル契約とは、"実際に使った時間"や"実際に使用し た資材"で精算するという契約なので、納入者側のリスクは小さい。誤り。

ウ:単価契約は、最初に単価だけを決めておき実際に要した時間で精算する契約 のことなので、これも納入者側のリスクは小さい、誤り。

エ:納入者側にとって、定額契約だと開発規模が予想よりも上回った場合でも追 加費用の請求はできないので、納入者側にとって大きなリスクとなる。した がってこれが正解。

H24-15

# 問 15:正解(ア)

契約 (→第6章参照) に関する問題。日本の法律に準拠した請負契約,委任契約,派遣契約等ではなく,各国の法律に依存しない契約形態に関するもので、PMBOKで定義されている名称が使われている。大別すると、予め契約金額を定めておく定額契約と、作業にかかった実コストを支払う実費償還契約に分けられる。

#### 定額契約

- ・完全定額契約 (FFP 契約): スコープを決めて、それが変わらない限り金額 は変わらない契約。日本の請負契約に相当。
- ・ 定額インセンティブフィー契約 (FPIF 契約): 定額+パフォーマンスによる インセンティブが設けられている契約。
- ・経済価格調整付き定額契約 (FP-EPA 契約): 長期間の開発が伴うケースで、将来のインフレ率や調達製品の価格変動に柔軟に対応できるように考慮された契約。

#### 実費償還契約

- ・コストプラス定額フィー契約 (CPFF 契約): かかったコスト+定額フィー (完了した作業×一定比率)
- ・ コストプラスインセンティブフィー契約 (CPIF 契約): かかったコスト+インセンティブフィー(パフォーマンス目標の達成度合に応じたインセンティブ)

この問題の説明は、コストプラスインセンティブフィー契約のもの。したがって (ア) が正解。

R02-13

# 問 13:正解(エ)

契約に関する問題。日本の法律に準拠した請負契約、委任契約、派遣契約等ではなく、各国の法律に依存しない契約形態に関するもので、PMBOKで定義されている名称が使われている。大別すると、予め契約金額を定めておく定額契約と、作業にかかった実コストを支払う実費償還契約に分けられる。

#### 定額契約

- ・完全定額契約 (FFP 契約): スコープを決めて、それが変わらない限り金額 は変わらない契約。日本の請負契約に相当。
- ・ 定額インセンティブフィー契約 (FPIF 契約): 定額+パフォーマンスによる インセンティブが設けられている契約。
- ・経済価格調整付き定額契約(FP-EPA 契約):長期間の開発が伴うケースで、将来のインフレ率や調達製品の価格変動に柔軟に対応できるように考慮された契約。

#### 実費償還契約

- ・コストプラス定額フィー契約 (CPFF 契約): かかったコスト+定額フィー (完了した作業×一定比率)
- ・コストプラスインセンティブフィー契約 (CPIF 契約):かかったコスト+インセンティブフィー (パフォーマンス目標の達成度合に応じたインセンティブ)

この問題では、上記のコストプラスインセンティブフィー契約(CPIF 契約)のインセンティブフィーの部分だけの金額が問われている(コストは含まない)。

目標コストが 9,000 万円で完成時の実コストが 8,000 万円なので,契約条件の (3) が適用される。したがって,正解はエになる。

9,000 万円 -8,000 万円 +(9,000 万円 -8,000 万円)  $\times 0.7 = 1,700$  万円

# 問 13:正解(イ)

コスト見積り関する問題。PCのレンタル費用が問われている。条件に従いながら計算する。受け入れ時のセットアップに2週間,返却時のデータ消去に1週間かかる (調達の条件 (3))。しかしPCのレンタルは1か月単位 (調達の条件 (1)) なので、下表のようにその期間をレンタル期間に加えなければならない。

但し、表をみると7月までは順次 PC を増やしていってるが、8月に2台減って、また9月に2台増えている。10月からは順次返却していってるので、8月だけいったん返却するのか、それともそのまま使用せずにレンタルする方がいいのか、その判断が必要になる(最低金額が問われているので)。

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
計(表より)	0	2	4	7	7	11	11	9	11	4	4	0	70
使用しないがそのまま継続	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
受け入れ時のセットアップ	2	2	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	11
返却時のデータ消去	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	4	11
合計レンタル台数	2	4	7	7	11	11	11	11	11	11	4	4	94

8月に2台返却する場合、その8月はデータ消去のために2台そのまま借りておいて、9月に返却することになる。しかし8月には9月に2台増えるため受け入れ時のセットアップを2台行わなければならず、合計4台プラスになる。それなら8月にそのまま2台を継続してレンタルしておく方が得になる。

以上より合計は94月になって、月額5千円なので470千円になる。正解は(イ)になる。

H23-15

# 問 15:正解(ウ)

提案依頼書 (RFP) (→第6章参照) に関する問題。"適切なもの"をひとつ探す 問題なので、選択肢を順番に見ていく。

- ア:システムの機能要件を、広義に…言い換えると読み手に自由に様々な解釈が 可能にとらえることができる表現にしてしまうと、価格や納期の比較が困難 になるので、RFPでは良くない。システムの機能要件が固まらず、相手か ら"提案"を求めることが目的だとしたら、それはRFPの前にRFI (Request for Information:情報提供依頼書)を発行して実施するのが一般 的。したがって誤り。
- イ:システム構築費用は、RFP 発行前にある程度想定しておくべき。そうでな いと、価格の妥当性を判断するのが困難になる。当然ながら、提案価格も供 給者選定の重要な要素の一つなので、選択肢にあるように「供給者選定後に 話し合う」ような行き当たりばったりは良くない。これも誤り。
- ウ:正しい。提案の評価基準や重み付けは非公開にするのが一般的だが、評価項 目に関しては明示しておいた方が良い。なお. 公開するしないに関わらず. RFP を発行する時点で、評価方針、評価項目、評価基準、重み付け等を決 めておく。
- エ:プロジェクトのマイルストーンは、通常、供給者から出てきたもしくは取得 者が RFP で指定した "スケジュール"を参考に、取得者側が決める。シス テム開発の一部を請負契約で外注する場合なんかに. プロジェクト運営の観 点からマイルストーンを予め決めておいて提示するだろう。それが典型的な 例だ。したがって誤り。

⑧調達作業節用記述書

H<sub>30</sub>-15

#### 問 15:正解(ア)

調達マネジメントに関する問題。PMBOK 第 5 版の調達作業範囲記述書(SOW: procurement Statement Of Work) について問われている。調達作業範囲記述書と は、購入候補がプロダクト、サービスあるいは所産を供給する能力があるかどうか を判断できるよう適度なレベルで詳細にわたって調達品目に関する事項を記述した 文書のことである。

選択肢の中では、アのプロジェクト完了後の調達品の運用サポートの内容は記載 しておく必要がある。したがって選択肢アが正解になる。その他の選択肢はいずれ も、プロジェクト全体の話になっているので誤り。調達作業範囲記述書は、調達に 関する部分だけをスコープとする。

#### ■ 請負契約

⑨請負契約の検収基準

H20-53

# 問 53:正解(ウ)

請負契約に関する問題。ソフトウェアの請負契約においては、その検収基準に成 果物を明記しておくのはもちろんのこと、「納品後\*\*日以内」というように期限 についても明示しておく必要がある。そうしなければ、(成果物の明記がないこと で)納品物件の追加要求が発生したり、(検収期間の制限がないことで)成果物確 認作業が必要以上に長引いたりする問題が発生する。したがって(ウ)が正解。

- ア:この問題が発生するのは、契約書に(検収基準ではなく)瑕疵担保期間が記 載されていない場合に起こる。但し、契約書に明記されていない場合は、商 法で6か月、民法で1年間であるので、納品後数年経過している場合は瑕疵 担保責任を問われない。
- イ:機能仕様があいまいな場合に発生する問題である。請負契約の場合は、契約 段階で、必ず必要機能を明確にしておかなければ、このように仕様範囲外な のか瑕疵責任の範囲なのかの認識が統一されない。
- 工:機能仕様及びSLAに関する合意がされていない場合に発生する問題。

H27-15

# 問 15:正解(イ)

調達マネジメントに関する問題。要約すると、ソフトウェア開発を外部委託したが"設計不良によるソフトウェアの欠陥"が多かったので、〔調達の要領〕のどこに問題があったのかを指摘して、改善策(再発防止)を考えよというもの。選択肢を順番に見ていこう。

ア: 当該供給者のソフトウェア開発の実績評価の評点を下げて、次回よりこの供給者を選定しないようにするのは妥当だが、これが再発防止になるわけではない。この企業も「前年度の実績評価を用いて」評価して最も高い供給者となっているので、同レベルの別の供給者を選定するリスクは残る。誤り。

イ: 〔調達の要領〕では、成果物の品質を確認しているのは「全行程が終了したときに一括して」やっているだけになる。こんなことをするから設計品質に問題があっても、そのままソフトウェアの作成に入ってしまうことになった。これを防止するには、設計書などの中間成果物の品質を、個々それが完成した段階で品質評価するしかない。したがって、これが正解になる。

ウ:これは品質確認ではなく進捗の確認になる。確かに進捗の確認は、より正確 になるかもしれないが、今回問題になっているのは品質。なので誤り。

エ:これもウと同様、進捗の確認。誤り。

#### ①情報セキュリティ

H30-21

ストラテジ系-関連法規(契約)

#### 問21:正解(ア)

ストラテジ系の関連法規(契約)に関する問題だがプロジェクトマネジメント分野でもある問題。請負契約時のセキュリティ確保について問われている。委託する側が取るべき手段として適切なものを、順番に見ていこう。

ア:正しい。

イ:請負契約において、委託先の違反者個人に高額か否かに関わらず金銭的なペ ナルティを課すことはできない。

ウ:請負契約において指揮命令することはできない。

エ:いくら最初の選定条件を厳しくしたとしても,選定後にベンダに管理を一任 するのは良くない。

#### ■ 労働者派遣法

12 労働者派遣法(1)

H14-49

# 問 49:正解(ウ)

**労働者派遣法**に関する頻出問題。問題文で要求されているのは、派遣先企業と労働者の間の関係である。

# ■ 労働者派遣法

③労働者派遣法(2)

H16-48

# 問 48:正解(イ)

労働者派遣法に関する頻出問題。選択肢を順番に見ていく。

ア:海外勤務に関する禁止事項はないため誤り。

イ:正しい。

ウ:残業や休日出勤も事前契約があれば問題ないので誤り。

エ: 社外秘に当たる業務に従事することを禁止する事項はないため誤り。

#### ■ 労働者派遣法

⑭労働者派遣法(3)

H22-24. H18-54

# 問24:正解(工)

労働者派遣法に関する問題。選択肢を順番に見ていく。

ア: (瑕疵担保責任を負う) 請負契約とは異なり、一定の成果を保障するもので はない。よって完遂を条件とすることも、ペナルティ条項を記した契約を締 結することもできない

イ:特定の者を指名することはできない ウ:事前に面接することはできない

工:派遣社員への指揮命令権は派遣先にある。よって正しい記述である

# ■ 労働者派遣法

15労働者派遣法(4)

H19-54, H15-49

# 問54:正解(ウ)

労働者派遣法に関する頻出問題。労働者派遣契約が発生するのは、派遣先事業主 と派遣元事業主である。よって(ウ)が正解である。

16労働者派遣法(5)

H29-23

# 問 23:正解(工)

労働者派遣法(労働者派遣事業の商正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関 する法律)に関する問題。派遣先責任者の責任について問われている。選択肢をひ とつずつ見ていこう。

ア:"考課"は、単なる評価ではなく給与や処遇を決める決定項になることが多 いため、そうなると派遣元が行わなければならない。この選択肢の"人事記 録"の内容が不明なので単なる就業時間等の記録であれば必要だが、そこか ら踏み込んだ個人情報等の記録になると管理してはいけない。他の「派遣先 管理台帳の管理 | 「苦情への対応 | 「派遣元事業主との連絡調整 | に関して は任務として行わなければならない。

イ:派遣先責任者は、事業所ごとに選任されなければならない。

ウ:派遣先責任者は、特に「管理職位の者の内から選任 | する必要はない。労働 関係法令に関する知識を有する者であり、人事・労務管理等について専門的 な知識又は相当期間の経験を有する者であること等が必要になる。

エ:正しい。

#### ■ 労働者派遣法

①労働者派遣法(6)

R02-22

# 問 22:正解(エ)

労働者派遣法に関する問題。労働者派遣法とは、"派遣会社"と"派遣労働者"に 関する取り決めをしている法律である。請負契約や(準)委任契約では、仮に同じ 場所で作業をしていても、お互い指揮命令する権利は持ち得ないし、そういう関係 性の契約ではない。しかし、派遣契約をしている場合は、派遣先の責任者の指揮命 令のもとに働くことになる。

この時、派遣労働者の労働時間、休日、休暇などの具体的な就業に関する枠組み 設定は、派遣元と派遣労働者との間で設定し、派遣先は、あくまでもその範囲内で 派遣労働者を指揮命令の下に労働させなければならない。したがって、選択肢のエ が正解になる。

H30-22, H28-23

ストラテジ系-関連法規

#### 問 22:正解(イ)

労働基準法及び労働契約法に関する問題。労働基準法は、罰則をもって担保する 労働条件の基準(最低労働基準)を定めたもので、労働契約法は労働契約に関する 合理的なルールを明確にするものになる。そういう根本的な違いを念頭に置きなが ら. 双方で定められている就業規則の部分についての知識を元に選択肢を順番に見 ていく。労働基準法では第9章 (第89条~第93条)で、労働契約法では随所に記 載されている。

- ア:労働契約法では「就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契 約は、その部分については、無効とする。この場合において、無効となった 部分は、就業規則で定める基準による。」としている(労働契約法第12条)。 したがって誤り。
- イ: 労働基準法の第106条では、法令等の周知義務について定めている。その中 で就業規則も対象としており、「常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又 は備え付けること、書面を交付することその他の厚生労働省令で定める方法 によつて、労働者に周知させなければならない。」としている。正解。
- ウ:就業規則は、労働基準法第89条で行政官庁に届け出なければならないと定 められている。誤り。
- 工:使用者が就業規則を作成または変更する場合、当該事業場に労働者の過半数 で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で 組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見 を聴かなければならないとしている(労働基準法第91条)。したがって誤り。